

平成 28 年 3 月 8 日

「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び
広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）改正案」に対する意見

消費者庁

表示対策課食品表示対策室

健康増進法担当

御中

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（通称 NACS）

消費者提言特別委員会

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷一丁目 1 7 番 1 4 号

全国婦人会館 2 階

電話 03-6434-1125

Fax 03-6434-1161

e メール nacs-teigen@nacs.or.jp

貴庁がこの度公表されました、「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）改正案」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号。以下「第 4 次一括法」という。）の施行に伴い、都道府県知事並びに保健所設置市長及び特別区長へ健康増進法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく誇大表示の禁止に係る勧告・命令の事務・権限を移譲することとなり、それを踏まえた指針（ガイドライン）改正案と認識しています。

この指針（ガイドライン）につきまして意見を述べさせていただきます。

記

I 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るためとはいえ、国民（消費者）の安全・安心確保を考えますと、誇大表示の禁止に係る勧告・命令の事務・権限を都道府県知事並びに保健所設置市長及び特別区長へ一律移譲してしまうことに対して不安があります。それは地方自治体の行政力に差があるからです。業務に携わる人員数並びに消費者行政に対する温度差（熱心差）がどうしてもあると考えます。このため消費者庁は、都道府県等で誇大表示の禁止に係る勧告・命令の事務・権限に地域差が生じないように配慮していく必要があります。消費者庁と都道府県等間の密接な連携は当然のこととして、さらに消費者庁は移譲の後も十分な支援をしていく体制を整えて、国民の安全・安心を確保して下さい。

II 第2 健康増進法第31条第1項の規定により禁止される広告その他の表示

1 同項の適用を受ける対象者

健康増進法第31条第1項には「何人も」と規定されている。このため、同項が対象とする者は、食品等の製造業者、販売業者等に何ら限定されるものではなく、「食品として販売に供する物に関する広告その他の表示をする」者であれば、例えば、新聞社、雑誌社、放送事業者等の広告媒体事業者等も対象となり得ることに注意する必要がある、と指針（ガイドライン）改正案はなっています。

現行と違い改正案には、具体的に対象となる広告媒体が明記してあります。事業者に注意を喚起する意味でこの掲載は評価いたします。

III 第2 健康増進法第31条第1項の規定により禁止される広告その他の表示

2 同項の対象となる広告その他の表示

（3）「健康保持増進効果等」の定義

③ 暗示的又は間接的に健康保持増進効果等を表示する場合 について

特許庁において食品の用途発明の審査基準の検討が行われ、現在改訂作業が進められています。公知の食品を新たな用途に利用した食品についても特許可能にするというものです。

「特許取得」という表示によって、実際に持つ健康保持増進効果以上の認識を与えることのないよう広告適正化のための監視を行っていただけますようお願いいたします。

IV 3 禁止の対象となる「著しく事実に相違する表示」及び「著しく人を誤認させるような表示」

（1）「著しく」について

具体的に何が「著しく」に該当するかの判断は、個々の広告その他の表示に即してなされるべきであるが、ここにいう「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指しているものであり、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるかどうかは、当該広告その他の表示を誤認して顧客が誘引されるかどうかで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることは通常ないであろうと認められる程度に達する広告その他の表示が該当する、と指針（ガイドライン）改正案はなっています。

指針（ガイドライン）として具体性に欠けていると思います。消費生活相談の現場では参考になりません。健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を信じた国民が、適切な診療機会を逸してしまうおそれ等もあり、国民の健康の保護の観点から重大な支障が生じるおそれもあります。過去にダイエット食品や筋肉増強食品で重大な事故も起きています。事業者のやり得を許すにとどまらず、生命に係わる虚偽誇大広告に関するのが今回の指針（ガイドライン）改正案です。国民の安全・安心を第一に考えた指針（ガイドライン）の内容になることを要望いたします。

以上